

飛驒市告示第255号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和7年第5回飛驒市議会定例会を招集する。

令和7年11月25日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和7年12月2日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月2日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第7号	損害賠償の額の決定について
第4	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))
第5	議案 第107号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第108号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第109号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第110号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第111号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第112号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第113号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第114号	岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
第13	議案 第115号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
第14	議案 第116号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
第15	議案 第117号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月2日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第118号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第119号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第18	議案 第120号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第121号	飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第20	議案 第122号	飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第123号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第124号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡ことばの教室)
第23	議案 第125号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第24	議案 第126号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第127号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第26	議案 第128号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第129号	飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について
第28	議案 第130号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第29	議案 第131号	指定管理者の指定について(数河グラウンド)
第30	議案 第132号	指定管理者の指定について(古川ふれあい広場施設)

## 令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月2日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第133号	指定管理者の指定について(アスク山王)
第32	議案 第134号	指定管理者の指定について(やまびこ館)
第33	議案 第135号	指定管理者の指定について(ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
第34	議案 第136号	指定管理者の指定について(まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ヶ峰)
第35	議案 第137号	指定管理者の指定について(流葉交流広場、流葉自然休養村運動場)
第36	議案 第138号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第37	議案 第139号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第38	議案 第140号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第39	議案 第141号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第40	発議 第4号	議会改革等調査特別委員会設置に関する決議

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	前	野籠	勝惠	美子
9番	野	高	邦	子
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
代表監査委員	島	田	哲	吉
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	文	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	土	田	治	樹
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	川	端	嘉	恵	

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから令和7年第5回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、10番、住田議員、11番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月18日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月18日までの17日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和7年第5回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。12月18日までの17日間にわたりまして、重要な案件について御審議を賜ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お手元にお配りしております行政報告の中から、9月定例会以降の市政の取組のほか、子供た

ちの活躍につきまして、計7点の御報告を申し上げます。

まず、市政に関する取組につきまして御報告申し上げます。

9月13日、土曜日、神岡町コミュニティセンターで神岡化石フォーラム2025を開催いたしました。本フォーラムは、令和6年7月に神岡町の手取層群で白亜紀のボーンベッドが見つかり、その中から手取層群として日本最古となる約1億2,700万年前のワニ形類化石が発掘されたことを広く発信するために実施したものでございます。

当日は、岐阜県博物館及び福井県立恐竜博物館の協力の下、化石発見に関する講演会や化石掘り出し体験などが行われ、県内外から約380名の参加がございまして、大変な好評を博しました。多くの方々が神岡の貴重な発見に触れ、地域資源としての価値と可能性を改めて実感する機会となったところでございます。

両博物館の学芸員からは、県内初の恐竜の骨の化石が見つかる可能性が高いと伺っておりまして、県による発掘調査の着実な実施を働きかけるとともに、市としても最大限の支援を行ってまいります。

続いて、9月13日、土曜日、味処古川にて飛騨市自慢の宮川・高原川の天然鮎を楽しむ催しが約30名の参加者で開催されました。

飛騨の鮎は東京・豊洲市場や首都圏の高級料亭で高く評価されておりまして、今年9月の全国イベント「清流めぐり利き鮎会」では高原川の鮎がグランプリを受賞、宮川の鮎も過去に準グランプリを受賞いたしております。本イベントはこうした天然鮎の価値を地域の誇りとして育てる目的で企画されました。

当日は、鮎釣り名人の室田さんの鮎談義が行われまして、また地元料理店主が腕を振るった刺身、塩焼き食べ比べ、アクアパッツァ、一夜干し、骨酒など多彩な鮎料理のフルコースが振る舞われました。飛騨の地酒とのペアリングも好評を博しまして、参加者から高い評価を得たところでございます。この催しは天然鮎の味わいを再認識し、地域の食文化振興と活性化に寄与するイベントとなったところでございます。

次に、特殊詐欺等防止飛騨市民大会について御報告申し上げます。

9月26日、金曜日に古川町コミュニティセンターで開催された本大会は、県内初の取組として、飛騨市、飛騨市防犯協会、飛騨警察署の共催で実施されました。近年、特殊詐欺等の被害は急速に拡大し、飛騨市内でも令和6年度に被害件数2件、被害額1,035万円に上っており、これら特殊詐欺等の被害を防止することを目的として開催したものであります。

大会では、市民が詐欺事件を自分事として捉え、正しい知識を身につけることを重視し、詐欺手口の傾向や注意ポイント、具体的な対応方法を市民に周知するために、市民団体シンデレラによるオレオレ詐欺の寸劇、飛騨警察署員によるSNS型投資ロマンス詐欺の寸劇、飛騨警察署生活安全課長による特殊詐欺等防止の講話、市民参加型のクイズ大会などが行われ、最後に、古川町商工会長が大会宣言を読み上げました。各種団体や関係者を含め約240名が参加し、特殊詐欺の被害防止に向けて市民の理解を深めることができたと考えております。

次に、9月29日、月曜日、神岡小学校6年生の児童による旭保育園園舎活用プロジェクト成果報告会が開催されました。

令和8年度に神岡こども園が双葉保育園の園舎で開設されることに伴い、旧旭保育園の園舎が

空くことから、その利活用の検討を神岡小学校6年生の皆さんに依頼したものでございます。報告会では、児童の皆さんが主体的に考案された子どもホテル、勉強やレクリエーションスペース、シアタールーム等、多彩な提案が発表されました。いずれの発表にも、学校以外でも気軽に集える場所が欲しいという共通の願いが込められておりまして、子供たちの豊かな発想力と地域社会への深い関心に触れ、関係者一同大いに感銘を受けたところでございます。

今後は、こうした貴重な意見を踏まえ、子供や保護者、地域の皆様がともに利用できる魅力的な施設となるよう整備してまいります。

続きまして、10月27日、月曜日には、古川中学校3年生の有志10名による地域貢献活動マイプロジェクトの一環として、「市内に脱炭素を普及しよう」をテーマとした成果報告会が開催されました。

本プロジェクトには、市内における脱炭素に関する認知度が十分でない現状を踏まえ、市が古川中学校と連携して進めてきたものであり、二酸化炭素排出量削減やゼロカーボンの推進に向けた市民向けガイドブックの作成に取り組んできたものでございます。生徒の皆さんは、今年4月よりこれまでに全12回にわたり、太陽光発電や小水力発電所の見学、リサイクルに関する勉強会など、多彩な学習活動を積み重ねた成果を紹介されました。

発表では、「脱炭素は自分とは関係のないものだと感じていたが、身近な生活と深く結びついていることを理解しました。今回作成したガイドブックが市民の皆様の行動のきっかけとなってほしい」と述べられまして、大変すばらしい発表でございました。完成したガイドブックは、分かりやすい内容でまとめられておりまして、今後、市民の皆様の身近な実践に結びついていくことを大いに期待しております。

続いて、10月27日、月曜日、古川中学校で南古城調理師会と飛騨市との災害時応援協定締結式が行われました。この協定は、災害発生時に調理師会が避難者に対し炊き出しを行い、温かくおいしい食事を提供することで、災害関連死の防止と被災者の復旧・復興に向けた希望を届けることを目的としております。

今回の協定の特徴は、プロの調理師とボランティアが協力し、避難所となる中学校の調理室で大量調理を行い、体育館と仮設食堂間の移動を通じて寝食分離を実践する点にございます。締結式の後は、生徒代表6名と関係者が調理済みの食事を試食いたしました。

続いて、11月15日、土曜日には、同校で県内最大規模の避難所運営訓練が実施されました。この訓練はトイレ、キッチン、ベッドの頭文字を取ったTKB実践を柱とし、古川中学校1年生120名のほか、防災士、古川町24区の区民ら計230名が参加いたしました。訓練内容は避難所運営訓練、マンホールトイレや排便処理袋の使用体験、段ボールベッドやテント設置で構成され、区民が避難者役、中学生と防災士が運営スタッフ役を担い、実践的に被災者支援を体験いたしました。

また、調理師会と防災士ボランティアは、協定に基づき約300人分の食事を6か所の食堂で提供し、参加者に試食をしていただいたところです。これらの取組を通じて、調理師会・防災士・地域住民・中学生が協働し、防災意識の向上と地域の防災体制強化を図ることができました。今後とも地域一体となった防災対策推進が期待されるところでございます。

最後に、子供たちの活躍につきまして御報告申し上げます。

10月に開催された第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA（わたしが）輝く障スポ」

において、飛騨吉城特別支援学校高等部の上口陸（かみぐち りく）さんが、少年の部100メートル、200メートル及び4×100メートルリレーに、同じく高等部の鳴海暉也（なるみ あきや）さんが、少年の部100メートル、走り幅跳び及び4×100メートルリレーに、岐阜県代表として出場されました。

文科系におきましては、県立飛騨神岡高等学校のロボット部の皆さんが、9月に神奈川県で開催された第44回ROBO-ONE世界大会に出場し、第3位という輝かしい成績を収められました。

全ての選手や生徒のこれまでの努力をたたえとともに、これからのさらなる活躍を期待し、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

それではここで、市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件について御説明申し上げます。

今回は、報告が1件、承認1件、条例の改正・制定が15件、指定管理者の指定が13件、一部事務組合の規約変更等に関する案件が3件、補正予算が4件の合計37件でございます。

報告案件は、本年9月に発生した公用車の事故による損害賠償の額の確定でございます。

承認案件は、一般会計補正予算（専決第1号）で、ふるさと納税寄附金の増額に伴う補正予算であります。

次に、指定管理者の指定でございますが、飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす）ほか12施設の管理者の指定でございます。

議案の中で即決議案としてお願いする案件は、一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分に係る承認が1件でございます。

なお、補正予算、条例改正等につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の説明を終わります。

#### ◆日程第3 報告第7号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第3、報告第7号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

おはようございます。私からは、報告第7号、損害賠償の額の決定について説明いたします。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分

したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

発生日時、場所です。令和7年9月12日午後2時55分頃、飛騨市古川町数河地内です。事故の概要は、古川町数河地内において市職員が公用車を運転中、工事信号の停止位置を超えたため後退したところ、後方確認が不十分であったため、自車の後方が相手方車両前方右側に接触し、破損させたものです。

相手方につきましては、記載のとおりです。相手方の損害額は73万7,154円、市の過失割合は100%、損害賠償金は73万7,154円となります。

なお、損害賠償額の全額が保険適用となり、市で加入している保険から支払われるため、市からの新たな支出はございません。

専決年月日は、令和7年11月6日、専決第6号です。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（籠山恵美子）

ちょっと伺います。かなりこの前方右側に接触したという割には金額が大きいですよ、73万円というのは。そうすると、車の車種の多寡によるかと思えますけれども、もう少し実情を教えてくださいませんか。バックした加減とかスピードですね。こういうことは一般に私たちもよくあることですが、例えばしまったと思ってゆっくりバックすれば、後ろの車がぷつと警笛を鳴らします。そういう状態になることよりもっとスピードでぱつとバックしたのかですね、そうするとかなり職員の公用車を使つての教育も必要じゃないかと思いますが、その辺もうちよつと具体的に教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

事故の概要をもう少し説明させていただきます。工事信号が赤になったものですから、職員が止まったわけです。赤になってすぐに止まったものですから、少し車線にはみ出したところで止まってしまったということで、対向車が通行するのに邪魔になるということで、元の停止線へ戻るように後ろへバックをしたということでございますが、そのときに既に後ろに車が停車しておりまして、それをしっかり確認をする必要があったところですが、バックするときに車の視界のちょっと見づらいところの角度に止まっておったものですから、気づかずにバックをしたということです。

それほどの急スピードでバックしたわけではございませんけれども、やはりぶつかりますと破損はします。自車の後方のバンパーと向こう側の前方のバンパーがぶつかったわけですが、バンパーにぶつかった折に右側のヘッドランプ等も押し込んでしまったということで、調査の結果、バンパー、ヘッドランプなど前方部分の取替えが必要になったということです。

さらに、修理中の代車費用が20日間程度かかっておるといふことで、それらを含めて73万円相当になったということでございます。

あわせて、この事故後は職員に事故の状況の確認と併せまして、部内職員にこういう場合の

対応につきまして注意喚起を行う旨の研修会を行ったところでございます。

○13番（籠山恵美子）

大体分かりました。ただ、その工事現場の信号ということになりますと、大体タイムが出ますよね。例えば1分30秒の停止だとあと残りが十何秒ですとか出ますよね。そういうので計ると大体その先、この距離だとこの時間に行っちゃえっていてもちょっと無理だろうなと分かると思うんですね。一般のこんな主婦でも分かりますから。その辺りは、つまりもうかなり無理して突っ込もうとしたということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

赤から青に変わるときはタイムが出ますけども、青から赤に変わるもんですから、無理して突っ込もうとしたというよりは、行こうと思っていたところ赤になったのでこれは止まったほうがいいだろうということで止まったんですけども、後から考えれば、そのまま行ったほうがよかったのかもしれませんが、職員はそのときに止まったほうがよいだろうと判断して止まってしまった。ただ、それが少し車線をはみ出したところで停車したもんですから、位置を整えるためにバックをした折に後方確認を怠って、後ろにもう既に来ていた車にぶつかってしまったということでございます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結し、報告第7号を終わります。

◆日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号））

◎議長（澤史朗）

日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは、承認第4号について御説明申し上げます。

本件は、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）について、令和7年10月14日、専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

3ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額に8億円を追加し、予算の総額を220億4,352万9,000円とするものです。

今回の補正は、ふるさと納税の増加見込みにより歳出が不足することから、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をしたものでございます。

6ページまでお飛びください。歳入では、一般寄附金、飛騨市ふるさと応援寄附金としまして8億円、続きまして、次ページの歳出になりますが、報償費、委託料、役務費で50%を必要経費として計上しまして、残り50%をふるさと創生事業基金積立金に積み立てるものでございます。以上で説明を終わります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号の委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◆日程第5 議案第107号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について  
から

日程第39 議案第141号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）

◎議長（澤史朗）

日程第5、議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第39、議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）までの35案件については、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第138号から議案第141号にて提案しております補正予算の審議をお願いするに当たりまして、その概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末に近く事業期間が短いことを踏まえ、政策的な要素は少ない補正予

算となっており、人事院勧告に基づく職員人件費等の調整、各種事業の精算など事業費の調整が中心となっております。

それでは、本補正予算における主要施策の概要について御説明申し上げます。

総務費では、空き家の家財道具処分費等を支援する補助金につきまして、希望者の増加に伴う不足見込額100万円を追加計上いたしております。

また、外国人が所持する在留カード等のICチップに住居を記録する端末の購入に100万円を計上いたしました。

民生費では、当初想定より増加が見込まれる特別障がい者手当及び重度心身障がい児福祉手当について、不足見込額100万円をそれぞれ追加計上したほか、障がいサービス利用者の増加に伴う福祉サービス給付費の不足見込額6,700万円を追加計上しております。

衛生費では、岐阜大学医学部の地域医療コースに新たに学生1名が入学されたことに伴い、県へ支払う修学資金負担金100万円を追加計上しました。また、带状疱疹などの定期予防接種につきまして、希望者数の増加が見込まれることから、委託料の不足見込額500万円を追加計上しております。

農林水産業費では、市有林整備によって生み出されるCO<sub>2</sub>吸収量をJ-クレジット化するため、プロジェクトの登録や認証のための所要額500万円を計上しております。これにより令和8年度からクレジット発行を開始し、令和9年度以降、このクレジットの売却益を池ヶ原湿原等の自然資源の維持・保全・活用事業に充てるほか、広葉樹や薬草のまちづくり、食のまちづくりや、それらを体験できる新たなツアーなど、様々な事業に活用してまいります。なお、この取組は、昨年8月に前田建設工業株式会社との間に締結した連携協定に基づき実施するものであります。

このほか、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対する協力金について、所要額1,800万円を計上しました。

商工費では、飛騨市ビジネスサポートセンターのウェブサイトのリニューアルについて、所要額100万円を計上したほか、観光関連施設の修繕等に所要額300万円を追加計上しております。

土木費では、令和7年度の県道改良事業負担金の増額補正に対応するため、所要額900万円を追加計上しております。

次に、職員人件費におきましては、人事院勧告に基づく月例給やボーナスの改定に伴い、所要額を追加計上しております。

以上、今回の補正予算は、一般会計で2億2,600万円を追加し、補正後の予算額は、222億6,900万円となります。なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、9月補正において人事院勧告に基づく職員人件費の補正財源として積み立てておいた財政調整基金のほか、国県支出金や基金繰入金、市債等の特定財源で調整しております。

なお、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか2会計につきまして、人事院勧告に基づく職員人件費の調整、サービス利用者の増に伴う負担金等の増加に対応する補正を行うこととしております。

以上で私の提案説明を終わります。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

## ◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

## □総務部長（岡田浩和）

それでは、条例その他議案の概要につきまして御説明申し上げます。

議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例については、物価の変動等を踏まえた公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴う改正であります。

議案第108号、飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例については、安定した消防業務を行うために、消防機関の職員定数を変更するための改正であります。

議案第109号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき月例給、期末・勤勉手当の支給月数、通勤手当、宿日直手当を引き上げるための改正であります。

議案第110号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき、月例給と期末・勤勉手当の支給月数を引き上げるための改正であります。

続きまして、議案第111号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第112号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、市職員の期末勤勉手当の改正に合わせて、常勤の特別職職員及び教育長の期末手当の月数を改正するものでございます。

議案第113号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、市の常勤の特別職職員及び教育長の期末手当の改正に合わせて議会議員の支給月数を改正するものでございます。

議案第114号、岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議については、一部組合である市町村会館組合の解散に伴う規約の変更について関係団体と協議するため、議決を求めるものでございます。

議案第115号、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については、一部組合である市町村会館組合の解散及び財産処分、事務の承継について関係団体と協議するため、議決を求めるものでございます。

議案第116号、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、一部事務組合である市町村会館組合の解散に伴い、組織及び規約の変更について関係団体と協議するため、議決を求めるものでございます。

議案第117号、指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

議案第118号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例については、宮川町の行政区の統

合に伴う改正でございます。

議案第119号、指定管理者の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

議案第120号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例については、旭保育園を廃止し、認定こども園での運営に切り替えること並びに同園廃止に伴い、保育所給食条例を廃止するための改正でございます。

次に、議案第121号、飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、市が乳児支援事業を実施するため、設備及び運営に関する基準を定めるための制定であります。

議案第122号、飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例については、措置者以外の居住に課題を抱える方が契約入所できるように入所範囲を拡大し、それに伴う使用料を定めるための改正であります。

議案第123号、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例については、返還の要件を明文化するための改正でございます。

議案第124号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡ことばの教室）及び議案第125号、指定管理者の指定について（飛騨市障がい者グループホーム）は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

議案第126号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例については、病床数の変更とそれに伴う差額室料の改正であります。

議案第127号、指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

議案第128号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例については、林野火災における注意報等の啓発令及びそれに伴う火の使用制限に関する改正でございます。

議案第129号、飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例については、岐阜県が行う農地中間管理権が設定された農用地等において、目的外へ用途への転用等をした場合に市が特別徴収金を徴収できるようにするための制定でございます。

議案第130号、指定管理者の指定について（飛騨市奥飛騨山之村牧場）から議案第137号、指定管理者の指定について（流葉交流広場、流葉自然休養村運動場）は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。

以上で提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

#### ◎議長（澤史朗）

ただいま提案説明のありました議案第107号から議案第141号までの35案件につきましては、12月10日から12日までの3日間、質疑を予定しております。質疑・一般質問のある方は、市の一般事務の範囲であることを確認し、発言通告書によりお願いいたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、12月4日、木曜日、午前10時が締切りでありますので、お願いいたします。

◆日程第40 発議第4号 議会改革等調査特別委員会設置に関する決議

◎議長（澤史朗）

日程第40、発議第4号、議会改革等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。本案について説明を求めます。

〔議会運営委員長 住田清美 登壇〕

●議会運営委員長（住田清美）

それでは、発議第4号について説明させていただきます。

議会改革等調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会改革等調査特別委員会を設置するものとする。

1、名称でございますが、議会改革等調査特別委員会。

2、目的。開かれた議会の構築並びに時代に即応した議会活動の充実を図るため、議会改革を推進することを目的とする。主な内容といたしましては、議会活動の充実に関する調査研究、議員のなり手不足に関する調査研究、その他議会改革に関することでございます。

3番、委員定数でございますが、7名です。

4番、継続期間。委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

令和7年12月2日提出。提出者は議会運営委員会委員長、住田清美でございます。お願いいたします。

〔議会運営委員長 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（高原邦子）

ここに開かれた議会の構築とありますが、委員長の開かれた議会とはどのようなものを指されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

●議会運営委員長（住田清美）

そうですね、開かれた議会ということは大切な重要項目だと思っておりますけれども、まず、議会とか議員の魅力を創出するためには、閉鎖的な議会から住民に開かれ、住民参画を促進する、また、住民とともに歩く議会、議員間討論を注視する議会、それらを踏まえながら追認機関ではなく、首長等と政策を共創することを目指しております。皆様によく議会活動が分かるように、議員間の中でも風通しをよくするための議会活動ではないかと思っております。

○14番（高原邦子）

それで飛騨市議会は、どこが開かれてない点だと思っていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## ●議会運営委員長（住田清美）

前回の議員定数等調査特別委員会を開かれたときも皆様にアンケートを取った結果、議員の仕事がよく分からない、議会のしていることがよく分からないということがございましたので、それらを踏まえて今回設置いたします議会改革等調査特別委員会の中でも再度調査してまいりたいと思っております。

## ◎議長（澤史朗）

ほかに質疑ありませんか。

## ○13番（籠山恵美子）

基本的にはこうやって大ざっぱに書いてありますけれども、6月議会の最後に発議されました同じようなタイトルの特別委員会は審議未了で廃案となりました。

改めて、ここに議会運営委員会として設置する旨の決議が出されたわけですが、前回の発議された内容と何が違い、何を進めようとしているのか、分かりやすく、この三つのポチに沿ってでもいいですから御説明いただけるとありがたいです。全員協議会でざっとみんなで議論しましたけれども、その後、議会運営委員会で精査されたと思います。その辺りを教えてください。

## ●議会運営委員長（住田清美）

大体は前回の全員協議会の中で説明をさせていただいた内容でございますけれど、前回と大きく違います点とありますが、まずは議員活動の充実に関する調査研究というところで、ここはまず議会活動の基本となります議会基本条例の見直しをまず取り組みたいということでございます。

この議会基本条例につきましては、平成24年4月1日施行で平成27年3月に一部改正をされておられますけれども、その後、私たち3期目の議員になってからは見直しはしておりますが、本当に条例改正に至るまでの見直しは行われておりません。その間、世間の状況も変わってまいりました。議会の状況も変わってまいりましたので、いま一度この基本条例をしっかりと見直すこと、またそれに付随してハラスメント防止条例ですとか、政治倫理行為行為規範の見直しなんかも一緒に行いたいと思っております。まず、ここを今の特別委員会の大きな重点といたしたいと思っております。

それから、次の議員の成り手不足につきましても、これは今全国的な問題で、特に小規模の自治体においては議員の成り手不足が顕著な課題となっております。当議会におきましてもその傾向が見られておりますので、そのことも次の選挙に向けて私たちのこの議会改革の中で検討していければと思っております。

また、その他いろんなことが出てくると思っておりますので、議員の皆様お一人お一人から意見を頂戴しながら運営してまいりたいと思っておりますので、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

## ◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

## ○14番（高原邦子）

全員協議会のときもそのようなお話は何いましてし、大事なことだと思っております。

それです、その他議会改革に関することまで入れていきます。継続期間は議会閉会中も調査

することができて調査が終了するまでとなっておりますが、これはこの委員会はいろいろ調査をしていくうちに、やはり変えていかなきゃならない条例なんかはその都度上程されていくおつもりなんでしょうか。

●議会運営委員長（住田清美）

そうですね、それは議会改革が設置されてから委員長の進め方もあると思われませんが、その都度都度スピード感を持って、私たちが任期のうちにはしっかりと結論も出さなくてはいけない、もっと前に結論を出さないといけないこともあるかもしれませんので、多分その都度都度やられるのではないかと思います、委員長の思いもあると思いますので、正しいスピード感を持ってやらなくてはいけないということは申し上げておきたいと思います。

○14番（高原邦子）

今、委員長とおっしゃいましたけども、もう委員長は決まっていらっしゃるんですか。

●議会運営委員長（住田清美）

いえ、これは選任だと思いますので、議長の判断だと思います。今のところはまだ委員の構成については聞いておりません。以上です。

○14番（高原邦子）

私は、前回の議会改革特別委員会が二つぐらいあったんですけど、そのときにメンバーではなかったんですね。それで自分自身もこの間の6月のときは物すごく反省しまして、やっぱり委員になるってということと、委員でなくて委員外議員でいるってことの私が悪いんですけど、傍観的な立場だったなということで反省しています。

それで、この委員定数なんですが、これは議会としてですね、これは議員それぞれに関わってくる問題なんです。それで、予算特別委員会、決算特別委員会、そして前にはコロナの頃はコロナの感染のことに関しても議員全員での特別委員会だったんですよ。それをなぜ7名にするのか。その辺はどのように議会運営委員会では話し合われたんでしょうか。

●議会運営委員長（住田清美）

そのことにつきましては、前回、全員協議会で御説明をしたときにもそういうようなお話がございましたので、また議会運営委員会のほうに持って帰りまして、皆さんでお話をさせていただきました。

まず、前提となるのは、この議会改革等調査特別委員会は議員全員で考えるべき、全員に関わってくる問題であるということは前提として皆さんのお話しの中に出てまいりました。13人でもよいのではないかという意見もございましたが、ただし、委員会として意見をまとめていくためには、委員会の適正人数であります7名程度という結論もありますので、そういった中でスピーディーに物事を行っていく、そして必ず全会一致で物事を進めたいという中で、委員会としての適正人数である7名が妥当ではないかということでございます。

しかしながら、冒頭でも申し上げましたけれど、みんな考えていくということは何も変わりないと思います。皆さんに御意見を聴取する、例えばアンケートを行うなんかもそれだと思いますし、まず、この特別委員会で協議されていることは都度、全員協議会に諮りまして皆さんに報告もしますし、議論もしていただきます。それをまた持ち帰って特別委員会のほうで協議をいたしまして、こういうキャッチボールを何回かする中で皆さん全員の共通理念として、また決定事項も皆

さんの共通認識として行いたいということはございますが、委員会としての適正人数である7名ということで、前回の議会運営委員会の中では全会一致で7名に決めさせていただきました。

○1番（佐藤克成）

今の特別委員会の定数7名について、私から質問させていただきます。

飛騨市においては、飛騨市平和都市宣言を策定するに当たって、公募による参加者を含む市民で構成された飛騨市平和都市宣言検討委員会を設置されました。その際には委員会メンバー14人ということでした。その中で飛騨市平和都市宣言をまとめられたということもございますし、やはりせっかく13名いる議員の中から7人を選出するというのも、どういった基準で選出するのかという疑問も残りますし、やはり委員会に参加しない議員というのは、委員会内の様子だとか議論の経過が非常に見えづらいところややっぱり一番の懸念にありますので、委員会として意見をまとめる基準が7名が最適だという委員長の結論だとは思いますが、そこはもう一度慎重に検討していただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

●議会運営委員長（住田清美）

そうですね、いろんな意見も出ましたけれども、その前に議会議員定数等特別委員会のときにも、委員会として適正な人数、意見を求めていくには7名程度が妥当ではないかという提案の根底もありましたように、一応今の議会運営委員会の中で諮った中では全会一致で7名ということに決定をいたしました。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑は。

○12番（野村勝憲）

6月の発議以来ですね、市民から飛騨市議会に対して、我々一人一人に対してですね、非常に関心のある意見、あるいはお手紙でいただいたり、あるいは直接来られたり電話で来られたり、まちの中で会っても大丈夫なのかと。特に、具体的に前回は報酬のこととか、それから選挙日のこととか書いてあったんですが、それに比べて今回は非常にぼやけた表現になってるわけですね。これは3項目にわたってますけども、やはりもう少し具体性を持って市民が一番何に関心があるかといったら、やはり一番望まれているのは身を切る改革が必要なんではないですかという言葉までいただいているわけですね。そういうことになるとですね、果たして定数14名でいいのかどうかも含めて、非常に多岐にわたると思えますわ。

したがって、もう少し具体性を持った形で市民にも分かるような表現にしてもらいたいと思いますが、その点いかがですか。

●議会運営委員長（住田清美）

まずは、この特別委員会を立ち上げまして議員の皆様の全員の中からお声もいただきたいと思っておりますし、委員会としての方向性も決められると思っております。その中で具体的なことも出てくると思っておりますが、まずは基本条例をしっかりと見直すこと、それから議員の成り手不足についても考えること、その他、ここに当てはまらないことについても議会改革等調査特別委員会の中で設置するというところで進んでいくのではないかと考えております。

○13番（籠山恵美子）

今、佐藤議員、それから高原議員、野村議員、そして私、この4人とも今回の案を決めた議会

運営委員会外の議員です。このように必ずしも議会運営委員会の中でどのような経過で発議の内容を決めたかということとは別に、必ずしもこれまでの経過で何らかの意見を持っている議員たちです。

その辺りが本当に大事なことで、私はこの議会改革特別委員会というので一番大事なことは議会制民主主義だと思います。一部のもので進めるのではなくて、みんなで決めて、みんなで決めたことは前に進んでいくと、そういう議会制民主主義が果たしてちゃんと形成されているのか。そのことの問題がこれまでずっといろんな問題でぎくしゃくしてきたと思うんですね。

ですから、そういうことで言いますと、今たまたまというかごめんなさい、この7人という定数の問題が出てますけれども、これは今、委員長のお話ですとその7人は議長が決めるというような発言がありましたけれども、本当に民主的にフェアにやろうと思ったら7人の人数がいいのかどうかも含めて、あるいは例えばその人数を決めるのであれば、それは自薦・他薦あり、公募あり、そういうことでもいいんじゃないかと思います。私やりたい、この特別委員会でしっかりと検証・分析したいという方がいたら、名のり出た議員をきちんとその中に構成するぐらいの腹があってもいいんじゃないかと思いますが、その辺りはどのように議会運営委員会で検討されましたか。

●議会運営委員長（住田清美）

特に、委員の立候補制度についてというような話は特になかったかなとは思いますが、委員の選出につきましては議長が委員の任命をするというような形になっていると思いますので、その辺は議長に申し伝えたいと思います。

○14番（高原邦子）

7名が適切な人数だとおっしゃるんですが、私はそれはいろんなケース・バイ・ケースだと思うんです。これは議会改革となってるんですから、議員全員に関わってくることなんですよ。それを議長の意思でそのメンバーを決めますではなくて、それぞれが自分のこと、とても大切なことで、さっき議会改革っていうのは一番大切なのは議会の仕組みとか議会の役割をやっぱり市民の人たちに分かってもらうことと、そして開かれた議会っていうことを言われてるんですけど、私今この話で思ったのは一番開かれなきゃいけないのは議員に対してですよ。やっぱり議員それぞれがそれぞれ後ろに背負っている支援者っていうのは違うと思うし、いろんな意見とかそういった市民に寄り添うことを考える、身近な政治にしていくためにはやはりここは議会のことから、議員全員というものが一番合ってるんじゃないかと思うんですね。

議会運営委員会のメンバーの方々が全会一致ということもありますけれど、でもいま一度考えてもらいたい。開かれた議会の構築と言ってる議会運営委員会がですよ、やっぱり議員それぞれに関わることにに対して全員じゃないっていうのは絶対におかしいと思います。ぜひともこの辺考えていただきたい、いま一度考えていただきたいと思うんですが、議会運営委員会の全会一致は覆りませんか。

●議会運営委員長（住田清美）

冒頭にも申し上げましたが、13人全員で考えるべき案件でございます。ですので、委員会で進めてはまいりますけど、都度都度皆さんにお諮りをして協議をして、御意見をいただいてまた持ち帰ってそこで議論する、そういうキャッチボールを繰り返しながら進めていきたいと思っております。

ので、皆さんの共通認識として進めていくということは変わらないと思いますし、7人にするには前回の議会運営委員会の中で全会一致ということで御決定をいただきましたので、よろしくお願いたします。

◎議長（澤史朗）

ただいま今の発議に対しての質疑でございますけれども、質疑を少し逸脱して御意見等に、討議になっておりますので、質疑はこの辺で打ち切らせていただきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

これはこのまま即決で行くんですね。何か最初にそういう説明ありましたか。

◎議長（澤史朗）

私のほうから御説明させていただきたいと思います。

この場では質疑を承り、この後、最終日に討論と採決をさせていただく予定でございます。

○13番（籠山恵美子）

質問です。前回の発議は、議会運営委員会を経ずに一議員が発言をいたしまして、そこでいろいろと議論になりまして即決という形でやった結果が審議未了で廃案となりました。

今回はその決も踏まえてですね、議会運営委員会の中で協議をされ、こういうふうに出されたと思うんですけども、それが今回は即決でないというこのやり方の正当性がよく分かりませんが、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

私のほうから申し上げます。前回の発議に関しても、議会運営委員会は経ております。今回の進行上につきましては、もし御意見があるようでしたら討論でお伺いしたいと考えます。

○13番（籠山恵美子）

そもそも議会運営委員会というのは、これまでは議会の中には会派というのがありまして、それで会派の代表が全体の議事運営をどうするか、議会運営をどうしていくかということで、その代表が集まって全会一致を原則として協議し進めてきた歴史がありますし、この原則は今も変わらないと思うんですね。

そういうことでいうと今は会派がありません。議会運営委員会のメンバーは議長が決めてますよね。ですよね。そういうことになりますと、決めようによってはどのような議員を選考することもできるという、これはある意味ですね、会派の代表ということで設置している議会運営委員会とはちょっと違う形の議会運営委員会になっているのではないかと思います。

そういうことで言いますと、議会運営委員会を本当に民主的に公正・公平にやっけていこうとしたときに、その人選というものはやっぱりとても大事になると思いますね。そういうことで言いますと、この議会皆さんおっしゃるように、議員全員に関わる、議員全員で考えていくと今、委員長も繰り返し繰り返しおっしゃっていましたが、そういうことでみんなで考えると、そういうこと言うのであれば、やはりここは全員でやるか、あるいはやらせてくださいと自薦する議員で構成するという手法も当然あると思います。会派の代表じゃないんですから。そういうような方法も考えられると思いますが、メンバーを選ばれる議長はどういう見解をお持ちですか。

◎議長（澤史朗）

ただいまいろいろと御意見をいただいております。ただし、委員の選任については議長の選任

事項となっておりますので、御意見を参考にしながら慎重に選任をさせていただきたいと考えております。

○13番（籠山恵美子）

確認しますよ。じゃあ自薦・他薦含めて柔軟に考えるということ、そういう見解でよろしいということですか。

◎議長（澤史朗）

今も申し上げましたように、今の皆さんからの御意見を参考にしながら選任をさせていただきたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案については、本定例会最終日に討論と採決を行います。討論の通告は発言通告書によりお願いいたします。なお、討論の通告は12月16日、火曜日、午前10時を締切りとしますので、お願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、12月3日から12月9日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、12月3日から12月9日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回の会議は12月10日、水曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時08分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長                      澤 史朗

飛騨市議会議員（10番）              住田 清美

飛騨市議会議員（11番）              前川 文博